



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 3月 8日 金曜日 第1337号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... 269

告 示

大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要..... 270

愛媛県伝統的特産品の指定..... 270

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）..... 271

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 272

町営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 272

市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 272

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）..... 273

公有水面埋立免許..... 273

道路の区域変更（県道壬生川丹原線外）..... 274

道路の供用開始（ " ）..... 274

道路の区域変更（県道松山東部環状線外）..... 274

道路の供用開始（県道久米垣生線）..... 275

道路の区域変更（県道松山北条線外）..... 275

道路の供用開始（ " ）..... 275

道路の区域変更（県道串中山線外）..... 276

道路の区域変更（県道城川橋原線）..... 276

道路の供用開始（ " ）..... 276

道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）..... 276

道路の供用開始（ " ）..... 277

道路の区域変更（県道久良城辺線外）..... 277

道路の供用開始（ " ）..... 277

道路の区域変更（県道宿毛城辺線）..... 278

道路の供用開始（ " ）..... 278

道路の供用開始（県道宇和島城辺線）..... 279

都市計画の変更（一部変更）（3件）..... 279

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）..... 279

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 279

公安委員会告示

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定..... 280

型式の検定に係る遊技機の告示..... 282

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示..... 283

消防設備士試験の実施に関する公示..... 284

規 則

○愛媛県規則第7号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（特例一時金の支給）

19 職員に特例一時金が支給される間、第75条中「給料及び手当（退職手当を除く。）」とあるのは、「給料及び手当（退職手当を除く。）、法附則第5条の2の規定による特例一時金」とする。

20 職員に特例一時金が支給される場合においては、様式第44号（その1）中

通勤手当	とあるのは	通勤手当	と、
管理特勤		管理特勤 特例一時金	
管理特勤	とあるのは	管理特勤	と、
		特例一時金	

様式第44号（その2）及び様式第46号（その3）中「勤勉手当」とあるのは「特例一時金」と、様式第47号（その1）中

通勤手当	とあるのは	通勤手当	と、
管理特勤		管理特勤 特例一時金	
管理特勤	とあるのは	管理特勤	と、
		特例一時金	

様式第47号（その2）中「勤勉手当」とあるのは「特例一時金」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 495 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目772番地	ごみ減量化及びリサイクルの推進に努めること。

○愛媛県告示第 496 号

愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱（昭和54年10月1日制定）第2の1の規定に基づき、平成14年2月15日愛媛県伝統的特産品を次のように指定した。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	伝統的な技術若しくは技法又は伝統的に使用されてきた原材料	製造される地域
姫だるま	1 張り子姫だるま (1) 伝統的な技術又は技法 ア 顔塗りは、地塗り、中塗り及び上塗りとすること。 イ はり付けは、手作業によること。 (2) 伝統的に使用されてきた原材料 使用する紙は、きずき及びその他の紙とすること。 2 金襴姫だるま (1) 伝統的な技術又は技法 顔描きは、手作業によること。 (2) 伝統的に使用されてきた原材料 使用する布は、金襴とすること。	松山市
姫てまり	1 伝統的な技術又は技法 上巻きは、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する糸は、人絹とすること。	松山市
和釘	1 伝統的な技術又は技法 造形は、鍛造によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する鉄材は、和鉄、錬鉄又はこれらと同等の鉄材とすること。	松山市
節句鯉幟	1 伝統的な技術又は技法 鱗模様の描写は、墨刺しによること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する布は、金巾とすること。	宇和島市
宇和島牛鬼張り子	1 伝統的な技術又は技法 張り子細工は、手で張り付けること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する紙は、大洲和紙とすること。	宇和島市
伊予簀	1 伝統的な技術又は技法 簀編みは、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 (1) 使用する竹は、淡竹とすること。 (2) 使用する糸は、絹糸とすること。	新居浜市
西条だんじり彫刻	1 伝統的な技術又は技法 透かし彫は、手作業によること。	西条市

	2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する木材は、檜とすること。	
高張提灯 <small>ちやうちん</small>	1 伝統的な技術又は技法 ひご張り及びはり付けは、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する紙は、大洲和紙とすること。	大洲市
太鼓台刺 繡飾り幕 <small>たいこだいしゅうじりまくら</small>	1 伝統的な技術又は技法 高縫刺繡は、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する糸は、主として金糸又は銀糸とすること。	川之江市
二六焼	1 伝統的な技術又は技法 (1) 細工は、主として彫り込み細工によること。 (2) 彩色は、主として自然彩色によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する陶土は、主として川之江市産陶土とすること。	伊予三島市
和ろうそく	1 伝統的な技術又は技法 芯作り及び蠟塗りは、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する蠟は、木蠟とすること。	内子町
和傘	1 伝統的な技術又は技法 骨だめ及び紙はりは、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 (1) 使用する紙は、大洲和紙とすること。 (2) 使用する骨の材料は、真竹とすること。	内子町
棕櫚細工 <small>しゅうろ</small>	1 伝統的な技術又は技法 玉作りは、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する原材料は、主として棕櫚皮とすること。	内子町
桐下駄 <small>きりげんた</small>	1 伝統的な技術又は技法 造形は、手作業によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する主材料は、桐とすること。	五十崎町

○愛媛県告示第 497 号

伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町中地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町中地区）計画書の写し
 - (2) 伊予三島市豊岡町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第 498 号

伊予三島市中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上

石床地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上石床地区）計画書の写し
 - (2) 伊予三島市中央土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第 499 号

伊予三島市松柏土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩村地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩村地区）計画書の写し
- (2) 伊予三島市松柏土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第500号

伊予三島市松柏土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・横尾地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・横尾地区）計画書の写し
- (2) 伊予三島市松柏土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第501号

宇摩郡土居町中村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下出下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下出下地区）計画書の写し
- (2) 宇摩郡土居町中村土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第502号

土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下北川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下北川地区）計画書の写し
- (2) 土居町土居土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西宇和郡瀬戸町小島、志津及び大江地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（一般農道整備事業・小島地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
瀬戸町役場

○愛媛県告示第504号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鈍川長通り地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 玉川町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鈍川長通り地区）計画書の写し
- (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
玉川町役場

○愛媛県告示第505号

北条市から協議のあった市営土地改良事業（土地改良総合整備事業・横谷地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（土地改良総合整備事業・横谷地区）
変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧場所
北条市役所

○愛媛県告示第506号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成14年3月8日から3月21日まで

○愛媛県告示第507号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成14年3月8日から3月21日まで

○愛媛県告示第508号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
西海町
南宇和郡西海町船越1289番地1
代表者 町長 中田 廣
南宇和郡西海町船越1291番地
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
南宇和郡西海町久家 845 番 2 地先の公有水面
 - イ 区域
次の1点から23点までを順次直線で結んだ線、23点と24点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と久家第1防波堤との境界線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域
基点（南宇和郡西海町久家 736 番地先の久家第1物

揚場に設置された金属錐）は、北緯32度56分16秒、東経 132 度30分29秒の地点

- 1 点は、基点から真北80度42分13秒 55.72メートルの地点
- 2 点は、1点から真北 349 度36分56秒 11.03メートルの地点
- 3 点は、2点から真北79度36分56秒1.00メートルの地点
- 4 点は、3点から真北 349 度36分56秒2.20メートルの地点
- 5 点は、4点から真北 259 度36分56秒1.00メートルの地点
- 6 点は、5点から真北 349 度36分56秒 17.80メートルの地点
- 7 点は、6点から真北79度36分56秒1.00メートルの地点
- 8 点は、7点から真北 349 度36分56秒2.20メートルの地点
- 9 点は、8点から真北 259 度36分56秒1.00メートルの地点
- 10 点は、9点から真北 349 度36分56秒 10.20メートルの地点
- 11 点は、10点から真北79度36分56秒 19.80メートルの地点
- 12 点は、11点から真北 169 度36分56秒1.00メートルの地点
- 13 点は、12点から真北79度36分56秒2.20メートルの地点
- 14 点は、13点から真北 349 度36分56秒1.00メートルの地点
- 15 点は、14点から真北79度36分56秒 22.80メートルの地点
- 16 点は、15点から真北 169 度36分56秒1.00メートルの地点
- 17 点は、16点から真北79度36分56秒2.20メートルの地点
- 18 点は、17点から真北 349 度36分56秒1.00メートルの地点
- 19 点は、18点から真北79度36分56秒 22.80メートルの地点
- 20 点は、19点から真北 169 度36分56秒1.00メートルの地点
- 21 点は、20点から真北79度36分56秒2.20メートルの地点
- 22 点は、21点から真北 349 度36分56秒1.00メートルの地点
- 23 点は、22点から真北79度36分56秒 11.60メートルの地点
- 24 点は、23点から真北 166 度59分30秒 29.28メートルの地点

ウ 面積

3,061.02平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置
南宇和郡西海町久家 845 番 2 地先から同 736 番地先までの公有水面及び陸域

イ 区域
次の A 点から E 点までを順次直線で結んだ線及び E 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点（南宇和郡西海町久家 736 番地先の久家第 1 物揚場に設置された金属鉄）は、北緯 32 度 56 分 16 秒、東経 132 度 30 分 29 秒の地点
A 点は、基点から真北 130 度 08 分 06 秒 8.93 メートルの地点
B 点は、A 点から真北 349 度 36 分 56 秒 99.21 メートルの地点

C 点は、B 点から真北 79 度 36 分 56 秒 138.78 メートルの地点
D 点は、C 点から真北 169 度 50 分 38 秒 83.68 メートルの地点
E 点は、D 点から真北 250 度 05 分 08 秒 130.82 メートルの地点

- ウ 面積
13,172.41 平方メートル
- 3 埋立地の用途
漁港施設用地
- 4 埋立免許年月日
平成14年3月1日

○愛媛県告示第 509 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字池田1768番 1 地先から 同町大字今井245番 4 地先まで	旧	メートル 11.2～18.0	キロメートル 0.558	
			新	16.0～32.9	0.558	
"	寺尾重信線	周桑郡丹原町大字寺尾甲357番 5 から 同大字甲356番 1 地先まで	旧	6.2～24.0	0.016	
			新	20.0～30.0	0.016	

○愛媛県告示第 510 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	東予市周布680番 7 から 同市周布1650番 6 まで	平成14年3月25日
"	"	周桑郡丹原町大字池田1768番 1 地先から 同町大字今井245番 4 地先まで	"
"	寺尾重信線	周桑郡丹原町大字寺尾甲357番 5 から 同町大字石経93番 3 まで	"

○愛媛県告示第 511 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市久米窪田町833番10から 同町809番5まで	旧	メートル 11.0~12.2	キロメートル 0.153	
		松山市久米窪田町834番7から 同町809番5まで	新	15.6~24.6	0.163	
"	久米垣生線	松山市越智町307番6から 同町298番10まで	旧	7.8~8.2	0.160	
			新	11.8~13.0	0.160	

○愛媛県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市越智町307番6から 同町307番7まで	平成14年3月8日

○愛媛県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	北条市西谷字黒土乙241番6から 同市客字家ノ前甲150番2まで	旧	メートル 5.2~34.8	キロメートル 0.380	
			新	8.0~70.0	0.280	
"	"	北条市客字芝ヶ谷甲269番2から 同市客字水落甲293番3まで	旧	6.4~23.0	0.310	
			新	14.2~57.0	0.300	
"	粟井浅海線	北条市上難波字中尾山乙155番3から 同市上難波字柳ヶ内乙118番3まで	旧	15.0~37.4	0.355	
			新	19.4~114.0	0.343	

○愛媛県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	北条市西谷字黒土乙241番6から 同市客字家ノ前甲150番2まで	平成14年3月8日
"	"	北条市客字芝ヶ谷甲269番2から 同市客字水落甲293番3まで	"

"	粟井浅海線	北条市上難波字中尾山乙155番3から 同市上難波字柳ヶ内乙118番3まで	"
---	-------	---	---

○愛媛県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	串中山線	伊予郡中山町大字中山11号228番3から 同大字11号359番4まで	旧	メートル 6.0～10.0 23.0～30.6	キロメートル 0.038 0.036	
			新	23.0～30.6	0.036	
"	"	伊予郡中山町大字中山11号360番5から 同大字戌566番5まで	旧	6.0～11.2 15.0～70.6	0.098 0.064	
			新	15.0～70.6	0.064	
"	石畳中山線	伊予郡中山町大字中山西170番6から 同大字酉252番地先まで	旧	7.2～14.0 19.6～37.0	0.094 0.067	
			新	19.6～37.0	0.067	

○愛媛県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	城川橋原線	東宇和郡城川町大字窪野3955番地先から 同大字3875番地先まで	旧	メートル 6.6～10.2	キロメートル 0.090	
			新	6.6～40.0	0.090	

○愛媛県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	城川橋原線	東宇和郡城川町大字窪野3955番地先から 同大字3875番地先まで	平成14年3月8日

○愛媛県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市三浦西957番1地先から 同市下波2616番まで	旧	メートル 4 4~39.0	キロメートル 1.437	
			新	4 4~39.0 12 3~86.0	1.437 0.969	
"	"	宇和島市下波4976番地先から 同市下波5376番地先まで	旧	4 6~ 6 2	0.100	
			新	11.0~11.6	0.100	

○愛媛県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市下波4976番地先から 同市下波5376番地先まで	平成14年3月8日

○愛媛県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡御荘町平城4616番1から 同町平城4634番地先まで	旧	メートル 5 8~24.4	キロメートル 0.162	
			新	11.0~39.4	0.162	
"	一本松城辺線	南宇和郡一本松町広見2207番地先から 同町広見2154番1地先まで	旧	5 5~ 6 8	0.158	
			新	17.2~22.7	0.158	
"	高茂岬船越線	南宇和郡西海町麦ヶ浦422番3から 同町麦ヶ浦389番地先まで	旧	4 6~ 9 5	0.328	
			新	7 8~106.7	0.247	
"	"	南宇和郡西海町福浦1622番地先から 同町福浦1496番地先まで	旧	4 4~ 6 2	0.126	
			新	12.6~17.7	0.126	

○愛媛県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡御荘町平城4616番1から 同町平城4634番地先まで	平成14年3月8日

〃	一本松城辺線	南宇和郡一本松町広見2207番地先から 同町広見2154番 1 地先まで	平成14年 3月20日
〃	高茂岬船越線	南宇和郡西海町麦ヶ浦422番 3 から 同町麦ヶ浦389番地先まで	平成14年 3月 8日
〃	〃	南宇和郡西海町福浦1622番地先から 同町福浦1496番地先まで	平成14年 3月20日

○愛媛県告示第 522 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡城辺町中玉533番 2 から 同町中玉534番 1 地先まで	旧	メートル 5.8~10.5	キロメートル 0.075	
			新	7.2~38.2	0.071	
〃	〃	南宇和郡城辺町中玉534番 1 地先から 同町中玉327番 2 まで	旧	5.3~9.3	0.149	
			新	6.8~23.7 19.1~57.8	0.149 0.091	
〃	〃	南宇和郡城辺町中玉327番 2 から 同町中玉177番 6 地先まで	旧	3.4~10.0	0.245	
			新	10.0~106.4	0.162	
〃	〃	南宇和郡城辺町中玉195番 5 から 同町中玉200番 2 まで	旧	5.2~12.2	0.085	
			新	6.8~30.3	0.085	
〃	〃	南宇和郡城辺町中玉218番 4 から 同町中玉221番 4 まで	旧	9.2~21.0	0.100	
			新	14.3~30.4	0.100	
〃	〃	南宇和郡城辺町岩水1482番 9 から 同町岩水1464番 4 まで	旧	4.7~27.6	0.164	
			新	12.3~57.2	0.161	

○愛媛県告示第 523 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡城辺町中玉533番 2 から 同町中玉177番 6 地先まで	平成14年 3月 8日
〃	〃	南宇和郡城辺町中玉195番 5 から 同町中玉200番 2 まで	〃
〃	〃	南宇和郡城辺町中玉218番 4 から 同町中玉221番 4 まで	〃

"	"	南宇和郡城辺町岩水1482番 9 から 同町岩水1464番 4 まで	"
---	---	---------------------------------------	---

○愛媛県告示第 524 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町緑乙3530番 2 から 同町緑乙1396番 2 まで	平成14年 3 月19日

○愛媛県告示第 525 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画公園
5・7・4 北条公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 北条市大浦（地先公有水面を含む）、
大字下難波字尾ノ峰及び大字下難波地
先公有水面並びに大字浅海原字味栗
 - (2) 削除する部分 北条市大浦

○愛媛県告示第 526 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
八幡浜都市計画道路 1・4・1 自動車専用八幡浜保内線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 八幡浜市大字大平、大字向灘
 - (2) 削除する部分 八幡浜市大字大平、大字向灘

○愛媛県告示第 527 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
保内都市計画道路 1・4・1 自動車専用八幡浜保内線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 保内町喜木
 - (2) 削除する部分 保内町喜木

○愛媛県告示第 528 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、東予広域都市計画道路 3・5・34西条駅前干拓地線の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 529 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 3 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 2月28日	特定非営利活動法人 被害者こころの支援センター えひめ	紅 谷 博 美	松山市石手五丁目7番2号	本会は、犯罪等の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、犯罪被害等に関する相談及び被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による支援に関する事業を行い、もって福祉の増進、地域の安全及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第5号

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成13年愛媛県条例第53号）第14条第1項の規定に基づき、次の区域を暴走行為助長禁止重点区域として指定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年 3月 8日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

番号	道路の種類	路線名	暴 走 行 為 助 長 禁 止 重 点 区 域	備 考
1	一般国道	11号	川之江市川之江町余木381番地先から周桑郡丹原町大字湯谷口甲233番1地先までの一般国道11号の区間及び当該区間内の一般国道11号に接する30メートル以内の区域の道路、公園、広場、駅、ふ頭その他の公共の場所（以下「30メートル以内の公共の場所」という。香川県の区域を除く。）	
2	"	"	川之江市上分町351番1地先から伊予三島市中曾根町1725番1地先までの一般国道11号の区間及び当該区間内の一般国道11号に接する30メートル以内の公共の場所	一般国道11号川之江バイパス
3	"	"	西条市飯岡1334番1地先から同市下島山甲1346番5地先までの一般国道11号の区間及び当該区間内の一般国道11号に接する30メートル以内の公共の場所（1の項で規定する区域を除く。）	一般国道11号西条バイパス
4	"	"	温泉郡重信町大字樋口甲517番1地先から松山市二番町四丁目7番2地先までの一般国道11号の区間及び当該区間内の一般国道11号に接する30メートル以内の公共の場所	
5	"	33号	伊予郡砥部町大南72番地先から松山市小坂5丁目20番1地先までの一般国道33号の区間及び当該区間内の一般国道33号に接する30メートル以内の公共の場所（4の項で規定する区域を除く。）	
6	"	56号	宇和島市丸之内一丁目401番地先から同市和霊元町四丁目113番1地先までの一般国道56号の区間及び当該区間内の一般国道56号に接する30メートル以内の公共の場所	
7	"	"	伊予市中村甲224番13地先から松山市二番町四丁目7番2地先までの一般国道56号の区間及び当該区間内の一般国道56号に接する30メートル以内の公共の場所（4の項で規定する区域を除く。）	
8	"	196号	松山市大手町一丁目1番6地先から同市堀江町甲906番5地先までの一般国道196号の区間及び当該区間内の一般国道196号に接する30メートル以内の公共の場所（7の項で規定する区域を除く。）	
9	"	"	松山市空港通二丁目109番1地先から同市中央二丁目31番1地先までの一般国道196号の区間及び当該区間内の一般国道196号に接する30メートル以内の公共の場所	通称フライブルグ通り
10	"	"	今治市片山一丁目477番1地先から同市八町西三丁目574番1地先までの一般国道196号の区間及び当該区間内の一般国道196号に接する30メートル以内の公共の場所	
11	"	"	東予市壬生川1000番1地先から同市石田264番5地先までの一般国道196号の区間及び当該区間内の一般国道196号に接する30メートル以内の公共の場所	
12	"	317号	今治市片山二丁目238番9地先から同市別宮町八丁目412番1地先までの一般国道317号の区間及び当該区間内の一般国道317号に接する30メートル以内の公共の場所（10の項で規定する区域を除く。）	通称常盤通り
13	"	320号	宇和島市曙町4番20地先から同市天神町379番1地先までの一般国道320号の区間及び当該区間内の一般国道320号に接する30メートル以内の公共の場所（6の項で規定する区域を除く。）	
14	"	378号	伊予郡双海町大字上灘字小網甲6134番5地先から同町大字高岸字宮ノ前甲1307番1地先までの一般国道378号の区間及び当該区間内の一般国道378号に接する30メートル以内の公共の場所	
15	"	437号	松山市中央二丁目31番1地先から同市古三津六丁目1993番1地先までの一般国道437号の区間及び当該区間内の一般国道437号に接する30メートル以内の公共の場所（9の項で規定する区域を除く。）	通称中央通り
16	県道	壬生川新居浜野田線	西条市古川甲61番2地先から新居浜市松神子一丁目311番1地先までの県道壬生川新居浜野田線の区間及び当該区間内の県道壬生川新居浜野田線に接する30メートル以内の公共の場所（3の項で規定する区域を除く。）	
17	"	"	西条市明屋敷281番1地先から同市樋之口440番6地先までの県道壬生川新居浜野田線の区間及び当該区間内の県道壬生川新居浜野田線に接する30メートル以内の公共の場所（16の項で規定する区域を除く。）	
18	"	新居浜角野線	新居浜市一宮町一丁目781番地先から同市松原町甲4912番1地先までの県道新居浜角野線の区間及び当該区間内の県道新居浜角野線に接する30メートル以内の公共の場所（1の項及び16の項で規定する区域を除く。）	通称楠木中央通り
19	"	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3314番2地先から同市高木町甲237番10地先までの県道国領高木線の区間及び当該区間内の県道国領高木線に接する30メートル以内の公共の場所（18の項で規定する区域を除く。）	
20	"	多喜浜泉川線	新居浜市郷三丁目甲1047番7地先から同市坂井町二丁目甲3271番5地先までの県道多喜浜泉川線の区間及び当該区間内の県道多喜浜泉川線に接する30メートル以内の公共の場所（16の項及び19の項で規定する区域を除く。）	

21	"	新居浜港線	新居浜市西の土居町一丁目乙223番1地先から同市本郷一丁目1903番1地先までの県道新居浜港線の区間及び当該区間内の県道新居浜港線に接する30メートル以内の公共の場所（1の項で規定する区域を除く。）	
22	"	新居浜別子山線	新居浜市喜光地町一丁目甲4924番9地先から同市角野新田町三丁目2822番13地先までの県道新居浜別子山線の区間及び当該区間内の県道新居浜別子山線に接する30メートル以内の公共の場所（1の項で規定する区域を除く。）	
23	"	西条港線	西条市神拝甲487番3地先から同市大町1259番地先までの県道西条港線の区間及び当該区間内の県道西条港線に接する30メートル以内の公共の場所（1の項及び17の項で規定する区域を除く。）	
24	"	伊予西条停車場線	西条市大町802番46地先から同市新田197番4地先までの県道伊予西条停車場線の区間及び当該区間内の県道伊予西条停車場線に接する30メートル以内の公共の場所（16の項で規定する区域を除く。）	通称駅前本通り
25	"	壬生川丹原線	東予市三津屋東55番地先から同市周布1780番1地先までの県道壬生川丹原線の区間及び当該区間内の県道壬生川丹原線に接する30メートル以内の公共の場所（11の項で規定する区域を除く。）	通称産業通り
26	"	今治港線	今治市片原町一丁目1番11地先から同市大正町一丁目1番4地先までの県道今治港線の区間及び当該区間内の県道今治港線に接する30メートル以内の公共の場所（12の項で規定する区域を除く。）	通称広小路
27	"	今治波方港線	今治市旭町五丁目3番地先から同市常盤町四丁目1番18地先までの県道今治波方港線の区間及び当該区間内の県道今治波方港線に接する30メートル以内の公共の場所（12の項で規定する区域を除く。）	通称旭町通り
28	"	松山港線	松山市中央二丁目23番1地先から同市大手町二丁目9番17地先までの県道松山港線の区間及び当該区間内の県道松山港線に接する30メートル以内の公共の場所（9の項及び15の項で規定する区域を除く。）	
29	"	松山北条線	松山市勝山町二丁目3番3地先から同市平和通一丁目1番1地先までの県道松山北条線の区間及び当該区間内の県道松山北条線に接する30メートル以内の公共の場所（4の項で規定する区域を除く。）	通称勝山通り
30	"	六軒家石手線	松山市中央一丁目10番1地先から同市本町六丁目6番7地先までの県道六軒家石手線の区間及び当該区間内の県道六軒家石手線に接する30メートル以内の公共の場所（8の項及び28の項で規定する区域を除く。）	通称中央通り
31	"	松山空港線	松山市北吉田町乙106番3地先から同市南江戸三丁目910番6地先までの県道松山空港線の区間及び当該区間内の県道松山空港線に接する30メートル以内の公共の場所（9の項で規定する区域を除く。）	通称新空港通り
32	"	松山市停車場線	松山市湊町五丁目5番1地先から同市千舟町五丁目7番1地先までの県道松山市停車場線の区間及び当該区間内の県道松山市停車場線に接する30メートル以内の公共の場所	
33	市 道	港町繁本東筋線	新居浜市若水町二丁目455番13地先から同市繁本町甲720番3地先までの市道港町繁本東筋線の区間及び当該区間内の市道港町繁本東筋線に接する30メートル以内の公共の場所（16の項で規定する区域を除く。）	通称楠木中央通り
34	"	新田松神子線	新居浜市港町甲454番6地先から同市八幡二丁目1720番地先までの市道新田松神子線の区間及び当該区間内の市道新田松神子線に接する30メートル以内の公共の場所（33の項で規定する区域を除く。）	
35	"	新居浜港田の上線	新居浜市若水町一丁目甲571番3地先から同市南小松原町乙420番9地先までの市道新居浜港田の上線の区間及び当該区間内の市道新居浜港田の上線に接する30メートル以内の公共の場所（33の項で規定する区域を除く。）	通称敷島通り
36	"	駅裏角野線	新居浜市上泉町甲4712番2地先から同市中筋町二丁目1436番6地先までの市道駅裏角野線の区間及び当該区間内の市道駅裏角野線に接する30メートル以内の公共の場所（1の項及び22の項で規定する区域を除く。）	通称長田通り
37	"	国道朔日市線	西条市大町200番2地先から同市朔日市275番5地先までの市道国道朔日市線の区間及び当該区間内の市道国道朔日市線に接する30メートル以内の公共の場所（1の項及び16の項で規定する区域を除く。）	通称公園通り
38	"	西条駅前下島山線	西条市大町800番3地先から同市大町321番3地先までの市道西条駅前下島山線の区間及び当該区間内の市道西条駅前下島山線に接する30メートル以内の公共の場所（24の項及び37の項で規定する区域を除く。）	通称駅前東通り
39	"	西条駅前干拓地線	西条市大町856番10地先から同市神拝甲143番1地先までの市道西条駅前干拓地線の区間及び当該区間内の市道西条駅前干拓地線に接する30メートル以内の公共の場所（23の項、24の項及び38の項で規定する区域を除く。）	通称駅前西通り
40	"	駅正面線	東予市三津屋南13番17地先から同市三津屋南7番4地先までの市道駅正面線の区間及び当該区間内の市道駅正面線に接する30メートル以内の公共の場所（11の項で規定する区域を除く。）	
41	"	二番町線	松山市一番町四丁目3番地先から同市勝山町一丁目14番1地先までの市道二番町線の区間及び当該区間内の市道二番町線に接する30メートル以内の公共の場所（4の項で規定する区域を除く。）	通称二番町通り
42	"	三番町線	松山市錦町1番1地先から松山市三番町八丁目9番3地先までの区間及び当該区間内の市道三番町線に接する30メートル以内の公共の場所（4の項及び7の項で規定する区域を除く。）	通称三番町通り
43	"	千舟町高岡線	松山市湊町一丁目1番24地先から同市南江戸三丁目907番1地先までの市道千舟町高岡線の区間及び当該区間内の市道千舟町高岡線に接する30メートル以内の公共の場所（4の項、7の項、9の項及び32の項で規定する区域を除く。）	通称千舟町通り
44	"	中之川通線	松山市築山町125番5地先から同市北藤原町14番3地先までの市道中之川通線の区間及び当該区間内の市道中之川通線に接する30メートル以内の公共の場所（4の項、7の項、42の項及び43の項で規定する区域を除く。）	通称中之川通り
45	"	花園町線	松山市南堀端町2番3地先から同市湊町五丁目4番11地先までの市道花園町線の区間及び当該区間内の市道花園町線に接する30メートル以内の公共の場所（7の項、42の項及び43の項で規定する区域を除く。）	通称花園通り
46	"	市役所前天山線	松山市二番町四丁目7番2地先から同市千舟町四丁目4番6地先までの市道市役所前天山線の区間及び当該区間内の市道市役所前天山線に接する30メートル以内の公共の場所（4の項、7の項、32の項、42の項及び43の項で規定する区域を除く。）	
47	"	末広町線	松山市湊町四丁目4番3地先から同市湊町四丁目4番1地先までの市道末広町線の区間及び当該区間内の市道末広町線に接する30メートル以内の公共の場所（32の項及び44の項で規定する区域を除く。）	
48	"	松山環状線東部	松山市岩崎町二丁目653番4地先から同市東本二丁目79番8地先までの市道松山環状線東部の区間及び当該区間内の市道松山環状線東部に接する30メートル以内の公共の場所	通称東環状
49	"	松山環状線南部	松山市東本二丁目71番1地先から同市和泉北三丁目726番1地先までの市道松山環状線南部の区間及び当該区間内の市道松山環状線南部に接する30メートル以内の公共の場所（4の項、5の項、7の項及び48の項で規定する区域を除く。）	通称南環状

50	"	松山環状線西部	松山市和泉北二丁目730番1地先から同市空港通二丁目189番3地先までの市道松山環状線西部の区間及び当該区間内の市道松山環状線西部に接する30メートル以内の公共の場所（7の項及び9の項で規定する区域を除く。）	通称西環状
51	"	松山環状線北部	松山市東長戸四丁目668番1地先から同市中央二丁目23番1地先までの市道松山環状線北部の区間及び当該区間内の市道松山環状線北部に接する30メートル以内の公共の場所（8の項、9の項、15の項及び28の項で規定する区域を除く。）	通称北環状
52	"	大可賀道後松山港線	松山市若葉町8番1地先から同市松江町3番3地先までの市道大可賀道後松山港線の区間及び当該区間内の市道大可賀道後松山港線に接する30メートル以内の公共の場所（15の項で規定する区域を除く。）	
53	"	丸ノ内丸穂線	宇和島市中央二丁目501番地先から同市中央二丁目201番地先までの市道丸ノ内丸穂線の区間及び当該区間内の市道丸ノ内丸穂線に接する30メートル以内の公共の場所（6の項で規定する区域を除く。）	
54	その他の道路（一般交通の用に供するその他の場所）	-	新居浜市坂井町二丁目甲3497番1と甲3497番6の境界線の南端を起点とし、甲3473番5と甲3473番8の境界線の南端、甲3483番2と甲3483番5の境界線の南端、甲3487番15と甲3487番16の境界線の北端、甲3582番6と甲3582番7の境界線の北端、甲3497番2と甲3498番5の境界線の南端及び起点を順次結んだ線により囲まれた区域並びに当該区域に接する30メートル以内の公共の場所（19の項で規定する区域を除く。）	通称J R新居浜駅前広場
55	"	-	西条市大町800番3と800番3に隣接する国有地である水路の境界線の南端を起点とし、798番7と798番8の境界線の西端、796番2と796番5の西側境界線の南端、856番15と856番16の境界線の東端、856番10と856番11の境界線の東端、802番11と854番1の境界線の南端及び起点を順次結んだ線により囲まれた区域並びに当該区域に接する30メートル以内の公共の場所（24の項、38の項及び39の項で規定する区域を除く。）	通称J R西条駅前広場
56	"	-	東予市三津屋南13番18と13番55の境界線の南端を起点とし、11番1と11番2の境界線の南端、2番5と2番6の境界線の北端、1番62と2番1の境界線の南端、2番54と440番8の境界線の北端、12番25と440番3の境界線の南端、12番15と12番16の境界線の南端及び起点を順次結んだ線により囲まれた区域並びに当該区域に接する30メートル以内の公共の場所（40の項で規定する区域を除く。）	通称J R壬生川駅前広場
57	"	-	松山市湊町四丁目11番6と11番19の境界線の西端を起点とし、4番2と4番3の境界線の西端、同市湊町五丁目1番3と1番10の境界線の北端、2番2と2番3の境界線の北端、3番1と3番12の境界線の東端、3番6と3番11の境界線の東端、4番11と4番19の境界線の南端、4番15と4番25の境界線の南端、5番4と5番5の境界線の南端、5番1と5番10の境界線の南端及び起点を順次結んだ線により囲まれた区域並びに当該区域に接する30メートル以内の公共の場所（32の項、45の項及び47の項で規定する区域を除く。）	通称市駅前広場
58	"	-	松山市宮田町9番1と9番18の境界線の南端を起点とし、同市大手町二丁目9番21と9番22の境界線の西端、9番17と9番24の境界線の西端、5番12と5番25の境界線の西端、5番9と5番30の境界線の北端、4番1と4番2の境界線の北端、4番4と26番3の境界線の西端、同市南江戸一丁目368番2と381番2の境界線の東端、381番2と同市宮田町10番1の境界線の南端、9番3と9番4の境界線の南端及び起点を順次結んだ線により囲まれた区域並びに当該区域に接する30メートル以内の公共の場所（28の項で規定する区域を除く。）	通称J R松山駅前広場
59	"	-	宇和島市錦町152番1と152番3の境界線の北端を起点とし、同市天神町172番3と172番19の境界線の南端、同市錦町3000番12と3000番15の境界線の西端、905番と906番の境界線の東端、901番と902番の境界線の南端及び起点を順次結んだ線により囲まれた区域並びに当該区域に接する30メートル以内の公共の場所（13の項で規定する区域を除く。）	通称J R宇和島駅前広場

○愛媛県公安委員会告示第6号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年3月8日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機の種類	遊技機の区分	型式の名称	製造業者名	申 請 者		検定番号	検定の有効期間
				氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
ぱちんこ遊技機	第1種	CRミニスカボリスX	株式会社大一商会	株式会社大一商会（市原 茂）	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地	5961	愛媛県公安委員会告示の日から3年間
	"	CRミニスカボリスW	"	"	"	5962	
	"	CRポクポク坊主R	株式会社メーシー販売	株式会社メーシー販売（別所 直綱）	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目13番10号	5963	
	"	CRミラクルチェイサーX1	株式会社まさむら遊機	株式会社まさむら遊機（後藤 常喜）	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地	5965	
	"	CRミラクルチェイサーZ1	"	"	"	5966	
	"	CR竜鳳伝説Z2	豊丸産業株式会社	豊丸産業株式会社（永野 裕豊）	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	5967	
	"	CRゴーストハウスL	株式会社高尾	株式会社高尾（内ヶ島敏博）	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地	5969	
	"	CREアドベンチャーINサバンナ	マルホン工業株式会社	マルホン工業株式会社（岸 勇夫）	愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	5970	

"	CR竜鳳伝説X1	豊丸産業株式会社	豊丸産業株式会社 (永野 裕豊)	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	5971
"	帰ってきた黄門ちゃまV	株式会社平和	株式会社平和 (中島 潤)	群馬県桐生市広沢町二丁目30番地の8	5972
"	CR・帰ってきた黄門ちゃまJ	"	"	"	5973
"	CRフィーバーバカ殿SP	株式会社三共	株式会社三共 (毒島 秀行)	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	5974
"	フィーバーセブンミッションDX	"	"	"	5975
"	CRフィーバードデカザウルスJ12	"	"	"	5976
"	フィーバーバカ殿DX	"	"	"	5977
"	CRフィーバーバカ殿GP	"	"	"	5978
"	CRフィーバードデカザウルスJ13	"	"	"	5979
"	CRフィーバー競馬王GP	株式会社ダイドー	株式会社ダイドー (賈田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3号	5981
"	フィーバー競馬王DX	"	"	"	5984
"	CRかっぱ64R	株式会社藤商事	株式会社藤商事 (松元 邦夫)	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	5985
"	CRかっぱ64V	"	"	"	5986
"	CRMッピーパーク	株式会社サンセイアールアンドディ	株式会社サンセイアールアンドディ (杉島紀志男)	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号	5987
"	CR北斗の拳V	サミー株式会社	サミー株式会社 (里見 治)	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	5988
"	CRサラリーマン金太郎R	"	"	"	5989
回胴式遊技機	回胴式 オオタコスロ2-30	株式会社エレコ	株式会社エレコ (小森富美雄)	東京都江東区有明三丁目1番地25	5964
"	ガンガン-30	株式会社大都技研	株式会社大都技研 (木原 海俊)	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号	5968
"	ピバライバル	株式会社ダイドー	株式会社ダイドー (賈田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3号	5980
"	ツインズ	岡崎産業株式会社	岡崎産業株式会社 (岡崎 安弘)	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2	5982
"	ドリームセブンマックス	高砂電器産業株式会社	高砂電器産業株式会社 (石井 治夫)	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号	5983
"	RMバカラ	株式会社マツヤ商会	株式会社マツヤ商会 (山本 基就)	広島県広島市南区仁保三丁目4番2号	5990
"	ハイパージャグラーV	株式会社北電子	株式会社北電子 (小林 昭子)	東京都豊島区西池袋一丁目7番7号	5991

 雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成14年3月8日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 大井 久幸

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
前 期	平成14年 6月23日(日) 開始時間 10時	4月15日(月)から 4月26日(金)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 F A X 089 935 4484 受付時間 8時30分～17時	郵送又は持参
後 期	平成14年 11月24日(日) 開始時間 10時	9月17日(火)から 9月30日(月)まで 必 着		

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地	摘 要
甲種・乙種第1類 ～第6類・丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校	新居浜市北新町8-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1	試験会場については、 人数等の関係により、他 の場所に変更することが あります。
乙種第4類(科目 免除なし)・丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校	東予市周布650 今治市河南町1-1-36 北宇和郡吉田町北小路甲10	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成14年3月8日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 大井 久幸

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
平成14年8月25日(日) 開始時間 9時	6月24日(月)から 7月5日(金)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 F A X 089 935 4484 受付時間 8時30分～17時	郵送又は持参

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地
甲種第1類～第5類 乙種第1類～第7類 消防設備士試験	愛媛県立松山工業高等学校	松山市真砂町1

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部